

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

菊池市長

## 公表日

令和7年12月24日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種に係る事務 予防接種法に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。</p> <p>2. 母子保健に係る事務 母子保健事業は、市内に住所を有する母性や乳幼児個人に対し実施するものであり、原則として住所を有する個人とは、住民基本台帳に記録されている者をいう。市は母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等を行う。 また、子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業を行う。</p> <p>3. 健康増進関係事務 健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業は、市内に住所を有する成人個人に対し実施するものであり、原則として住所を有する個人とは住民基本台帳に記録されている者をいう。健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾患の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>4. 新型インフルエンザ予防接種の実施 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。</p> <p>5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①予防接種の実施 ②予防接種に関する記録の作成と保存手続 ③母子保健に係る保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊娠婦訪問指導、妊婦支援給付金の支給、妊婦等包括相談支援事業 ④健康増進法や高齢者の医療に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認、及び事業実施に関わる事務、検(健)診受診歴や結果等の管理</p>
③システムの名称	健康管理システム「健康かるて」、府内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、母子保健情報ファイル、健康診査情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 14、70、111、126、127の項 2. 番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p>

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 不実施]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、42、48、71、80、95、112、125、139、153、154、155、161の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、95、96、139、153、155の項	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康推進課 健康推進係
②所属長の役職名	健康推進課長

#### 6. 他の評価実施機関

--

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 総務行政係 0968-25-7111
-----	--

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部 健康推進課 健康推進係 0968-25-7219
-----	---

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介入する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、情報セキュリティ研修を毎年全員受講し、リスク対策に努めている。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	システムのアクセス権限を管理している。
-------	---------------------

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月10日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	変更後の記載欄の記載を追記	4. 新型インフルエンザ予防接種の実施 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。	事前	
令和3年3月10日	3個人番号の利用 法律上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項、別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第46条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 ・別表第一 10項 ・別表第一 49項 ・別表第一 76項 ・別表第一 93の2項 ・別表第一 59項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・第10条 ・第40条 ・第54条 ・第67条の2 ・第46条	事前	
令和3年3月10日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	記載なし	<p>①番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>(提供)</li> <li>・別表第二 18項</li> <li>・別表第二 69-2項</li> <li>・別表第二 115-2項</li> <li>(照会)</li> <li>・別表第二 16-2項</li> <li>・別表第二 17項</li> <li>・別表第二 18項</li> <li>・別表第二 69-2項</li> <li>・別表第二 70項</li> <li>・別表第二 115-2項</li> </ul> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(提供)</li> <li>・第12条の2</li> <li>・第13条</li> <li>・第59条の2</li> <li>(照会)</li> <li>・第12条の2</li> <li>・第13条</li> <li>・第59条の2</li> </ul>	事前	
令和3年3月10日	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 総務行政係 0968-25-7111	事前	
令和3年3月10日	IIしきい値判断項目1対象人 数 いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点	令和3年3月10日 時点	事前	
令和3年3月10日	IIしきい値判断項目2取扱者 数いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点	令和3年3月10日 時点	事前	
令和3年3月10日	IVリスク対策4特定個人情報 ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	IVリスク対策5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	提供・移転しない	事前	
令和3年12月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③事務の内容	記載後の追記欄の記載を追記	<p>5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	事前	
令和3年12月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務④システムの名称	健康管理カルテ「健康かるて」	健康管理システム「健康かるて」、府内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年12月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>・別表第一 10項</li> <li>・別表第一 49項</li> <li>・別表第一 76項</li> <li>・別表第一 93の2項</li> </ul> <p>②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条</li> <li>・第40条</li> <li>・第54条</li> <li>・第67条の2</li> </ul>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>・別表第一 10項</li> <li>・別表第一 49項</li> <li>・別表第一 76項</li> <li>・別表第一 93の2項</li> <li>・番号法第19条6号</li> <li>・番号法第19条16号</li> </ul> <p>②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条</li> <li>・第40条</li> <li>・第54条</li> <li>・第67条の2</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>①番号法 ・第19条第7号 (提供) ・別表第二 16-2項 ・別表第二 18項 ・別表第二 69-2項 ・別表第二 115-2項 (照会) ・別表第二 17項 ・別表第二 18項 ・別表第二 69-2項 ・別表第二 70項 ・別表第二 115-2項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (提供) ・第12条の2 ・第13条 ・第59条の2 (照会) ・第12条の2 ・第13条、第13条の2 ・第59条の2</p>	<p>①番号法 ・第19条第8号 (提供) ・別表第二 16-2項、16-3項 ・別表第二 18項 ・別表第二 69-2項 ・別表第二 115-2項 (照会) ・別表第二 17項 ・別表第二 18項 ・別表第二 69-2項 ・別表第二 70項 ・別表第二 115-2項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (提供) ・第12条の2、第12条の3 ・第13条、第13条の2 ・第59条の2 (照会) ・第12条の2 ・第13条、第13条の2 ・第59条の2</p>	事前	番号法改正による項番号の整理及び見直し
令和4年3月10日	I 3. 法令上の根拠	番号法第19条6号、番号法第19条16号	番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	<p>①番号法 ・第19条第8号 (提供)</p> <p>・別表第二 16-2項、16-3項 ・別表第二 18項 ・別表第二 69-2項 ・別表第二 115-2項 (照会)</p> <p>・別表第二 17項 ・別表第二 18項 ・別表第二 69-2項 ・別表第二 70項 ・別表第二 115-2項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (提供)</p> <p>・第12条の2、第12条の3 ・第13条、第13条の2 ・第59条の2 (照会)</p> <p>・第12条の2 ・第13条、第13条の2 ・第59条の2</p>	<p>①番号法 第19条第8号 (情報提供)</p> <p>・別表第二 16-2項、16-3項、18項、69-2項、102-2項、115-2項 (情報照会)</p> <p>・別表第二 16-2項、17項、18項、69-2項、70項、102-2項、115-2項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報提供)</p> <p>・第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第38条の3、第50条、第59条の2 (情報照会)</p> <p>・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第39条、第50条、第59条の2</p>	事後	番号法改正による項番号の整理及び見直し
令和4年3月10日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月10日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	2)十分である	事後	
令和4年3月24日	I 4. ②法令上の根拠	<p>略 (情報照会)</p> <p>・別表第二 16-2項、17項、18項、69-2項、70項、102-2項、115-2項</p> <p>略</p>	<p>略 (情報照会)</p> <p>・別表第二 16-2項、17項、18項、19項、69-2項、70項、102-2項、115-2項</p> <p>略</p>	事後	
令和7年12月24日	I1. ②事務の概要	2. 母子保健に係る事務 略 (追記)	2. 母子保健に係る事務 また、子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	I1. ②事務の概要	③母子保健に係る保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊娠婦訪問指導	③母子保健に係る保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊娠婦訪問指導、妊娠支援給付金の支給、妊娠等包括相談支援事業	事前	
令和7年12月24日	I3. 法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)        ●番号法第9条第1項        ・別表第一 10項        ・別表第一 49項        ・別表第一 76項        ・別表第一 93の2項</p> <p>●番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)        ・第10条        ・第40条        ・第54条        ・第67条の2</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表14、70、111、126、127の項</p> <p>2. 番号法第19条第6号(委託先への提供)、番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p>	事後	
令和7年12月24日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月24日	IV8. 人手を介在させる作業 IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	